

留学生を雇用するには？ 在留資格・入管手続きの概要

2021年01月作成
株式会社ASIA Link

はじめに ～日本政府の基本方針

- ・ 出入国在留管理庁（法務省）が外国人の出入国を管理している
※出入国管理及び難民認定法（通称「入管法」）
 - ・・・外国人の管理、在留手続などを定めた法律
- ・ 単純労働を目的とした外国人の受け入れ → 認めない
→2019年4月法改正
単純労働を目的とした外国人の受け入れを制限付きで許可
（特定技能1号・2号） ※これまでの技能実習制度は「労働」ではない
- ・ 留学生が正社員になる場合の在留資格は通常「**技術・人文知識・国際業務**」

単純労働は不可！

在留資格のポイント

- ①外国人が日本で活動するには「**在留資格**」が必要
 - ・留学生の在留資格 「**留学**」
 - ・卒業後、正社員として働く場合の在留資格 「**技術・人文知識・国際業務**」

 - ②外国人を雇用する場合事業主は「在留資格」の申請をサポートする必要がある
 - ・不法就労させると→事業主も「**不法就労助長罪**」で処罰の対象となる
(3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金)

 - ③専門家に相談したい場合は、「入管業務」専門の行政書士へ。
-

出入国在留管理局の審査基準

- ①外国人本人の専門性と業務内容との関連性
- ②学歴・職歴
- ③経済的安定性（給与）
- ④雇用企業の安定性・継続性

審査基準①外国人本人の専門性と業務内容との関連性

「 **技術** ・ **人文知識** ・ **国際業務** 」
(**理系知識**) (文系知識) (言語力・外国人の強み)

- **理系知識** = 自然科学分野（理学や工学など）に関する技術・知識を要する業務
(例) 機械工学専攻者が機械設計業務、情報工学専攻者がシステムエンジニア など
- **文系知識** = 人文科学分野（法律学や経済学、社会学など）に関する技術・知識を要する業務
(例) 営業、貿易事務、経理、法務など
- **言語力・外国人の強み** = 外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務
(例) 海外営業、翻訳・通訳など

<許可例と不許可例>

※ケースバイケースの場合も多く、必ず以下の結果になる訳ではない。

- (○) 大学で情報工学を学んだ留学生が、アプリ開発を行っているIT企業のSEとして就職
- (○) 大学で金融学を学んだ留学生が、金融系システム開発を行っているIT企業のSEとして就職
- (○) 大学で心理学を学んだ中国人留学生が、メーカーの中国向け営業職として就職
- (×) 大学で英文学を学んだ留学生が、機械メーカーの設計職として就職
- (×) 大学で機械工学を学んだ留学生が、メーカーで溶接や部品加工の仕事で就職

審査基準②学歴・職歴・資格

※以下のいずれかを満たしている必要あり

A. 高等教育機関を卒業

※母国または日本で高等教育機関を卒業

※高等教育機関・・・学士以上または学士に準ずる学位を付与する教育機関

→大学（学士）、大学院（修士、博士）、短期大学（短期大学士）、高専（準学士）、専門士（特定の専門学校）

※国によって教育システムが異なるため注意が必要

※「専門士」の称号が付与される日本の専門学校は文部科学省のwebsiteで確認可能

B. 10年以上の実務経験

※ただし、外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合（*1）は3年以上の実務経験

*1：翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務

C. ITの資格保有者（法務大臣が告示をもって定める情報処理技術の資格）

審査基準③経済的安定性（給与）

■外国人本人の待遇

①雇用形態：正社員または契約社員（※契約期間1年以上）

②日本人社員と同等（以上）の報酬

※新卒初任給の目安：20万円以上

注）「外国人」という理由で、社内の日本人社員より待遇を低くすることは違法行為になります。

注）給与額の目安は、その会社と同様の地域、業種、職種の平均値を参考にしてください（ハローワークの資料等を参照）。

審査基準④雇用企業の安定性・継続性

■雇用企業の安定性・継続性

→雇用企業の規模・実績から、事業の安定性や継続性が見込まれるか

※雇用企業の上場/非上場や実績により、審査の厳しさが異なる

企業側が行うべきこと

ステップ1：在留カードの確認（選考時）

- ・ **在留資格の確認**

→ 「**留学**」（又は「**特定活動**」「**家族滞在**」など）

※（例外）「**永住者**」「**日本人の配偶者等**」「**永住者の配偶者等**」「**定住者**」の在留資格者は、
就労の制限なし（日本人同様にどんな仕事も従事可能）

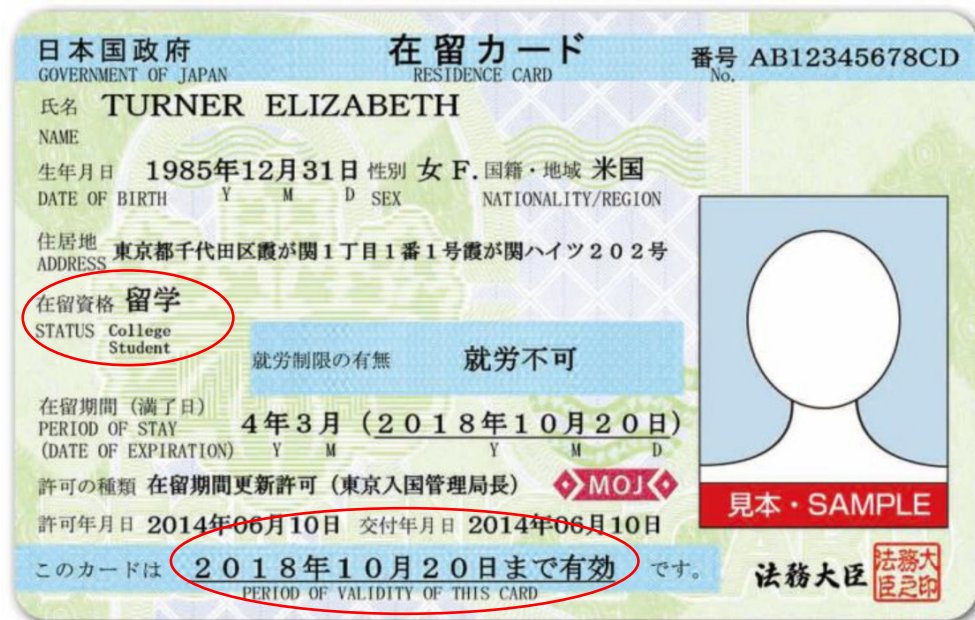
- ・ **在留期限の確認**

→ **在留資格の変更手続きは在留期限内に行わなければならない**

ステップ1：在留カードの確認（選考時）

・在留カードとは？

→90日を超えて日本に在留する外国人に法務省が交付する身分証明書。



住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

企業側が行うべきこと

ステップ2：企業側の申請必要書類を準備（内定後）

■企業のカテゴリー

企業の規模や実績により4つのカテゴリーに分けられる

→カテゴリーによって必要申請書類が異なる

カテゴリー1：上場企業、国・地方公共団体など

カテゴリー2：前年分の法定調書合計表中，給与所得の源泉徴収票合計表の
源泉徴収税額が1,000万円以上

カテゴリー3：前年分の法定調書合計表を提出できる

カテゴリー4：カテゴリー1～3のいずれにも該当せず

ステップ2：企業側の申請必要書類を準備（内定後）

■企業側が準備する書類（カテゴリー1～3の場合）

くわしくは、法務省のHPを
参照してください

●【カテゴリー1、2、3】共通

- ①在留資格変更許可申請書 ※企業側の記入欄のみ
- ②前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し）

※カテゴリー1は、法定調書合計表又は四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し）
主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し）

●以下は、【カテゴリー3】の企業様のみ

- ③労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 1通
- ④登記事項証明書 1通
- ⑤事業内容を明らかにする次のいずれかの資料
 - (1) 沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書 1通
 - (2) その他、上記(1)に準ずる文書 1通
- ⑥直近の年度の決算文書の写し 1通

●入管のホームページには記載がないが、準備しておくことが望ましい資料（すべてのカテゴリーに共通）

- ・採用理由書（ご本人の学歴と業務内容の関連性を説明する資料）

ステップ2：企業側の申請必要書類を準備（内定後）

■留学生側が準備する書類

- ・ 在留資格変更許可申請書 ※留学生側の記入欄のみ
- ・ 写真（縦4 cm×横3 cm） 1枚
- ・ パスポート及び在留カード（提示）
- ・ 最新の履歴書
- ・ 母国、日本の高等教育機関（大学等）の卒業証明書・成績証明書など

※雇用企業が留学生へ、必要書類を確認・指示してください

申請の流れ

■在留資格変更許可申請 「留学」 → 「技術・人文知識・国際業務」

※2022年4月入社の場合

2021年12月～

内定、企業・留学生双方が必要書類を準備

出入国在留管理局へ留学生本人が書類提出

(※管轄は留学生の住居地)

2022年2月～3月

出入国在留管理局から結果通知 (※留学生本人へハガキが届く)

2022年3月卒業式後

出入国在留管理局にて新しい在留カードの受領

2022年4月

入社

くわしくは、法務省のHPを
参照してください

■在留資格の期間→(3か月)、1年、3年、5年

■在留資格の更新申請について→期限が近くなったら必ず更新手続きを